

浦安市多文化共生推進プラン(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの  
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの  
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの  
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの  
 E：案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
1	プランに対する全体的な意見	<p>こちらの素案に反対いたします。</p> <p>まず、外国人の支援の前に日本人の子育て世代や老人の社会福祉を手厚くするべきです。外国籍市民は4000人弱規模に対し、浦安市民は全体で17万人います。また、県外から観光に来るかたも大勢いるのに対して外国人市民だけに配慮するのはいかなるものかと思えます。また、重点施策として「市政への参加を促す」とありますが、このような重大な事案を僅か4ヶ月程度の議論で決め、市民への周知もされていないまま実施することに憤りを感じます。武蔵野市の事例も鑑みて再検討をお願いいたします。</p>	D	<p>市におけるまちづくりの最上位に位置付けられる浦安市総合計画において、浦安市が目指す将来都市像を「人が輝き躍動するまち、浦安～すべての市民の幸せのために～」と定めております。</p> <p>本市としては、すべての市民が幸せになるためには、外国人市民を「地域社会の構成員」として捉え、浦安市には国籍や民族の異なる様々な人がいることを認識し、それぞれの意見や文化を認め合い、互いに支え合いながら、日本人、外国人に関わりなく、誰もが安心して暮らし、主体的に地域づくりに参加することができる多文化共生社会を目指すことが重要であると考えていることから、本推進プランを策定するものです。</p> <p>「市政への参加促進」につきましては、多言語及びやさしい日本語で情報提供を行い、本市の事業や取組への参加を促進することを指します。</p>	
2	プランに対する全体的な意見	<p>一見聞こえは良い政策ですが、市民(日本国民)が生活しづらくなるのが明白だと思います。</p> <p>日本人より移民が増え、参政権を与えた場合、浦安市は最早日本ではなくなります。</p> <p>移民が増えたから、移民にも生活しやすい様にはではなく、日本で生活する移民としての意識をしっかりと持って生活してもらわねば、香港、ウイグルの様に乗っ取りがはじまります。</p> <p>これはヘイトや差別でなく、日本として日本人の市民の生活が守られてこそその移民政策なので、履き違えてはならない大切な意義のある事です。</p> <p>多文化共生が成功した国はありません。日本は日本として地方からしっかりと存続する事が大切です。多文化共生推進プランに反対します。</p>	D	<p>市におけるまちづくりの最上位に位置付けられる浦安市総合計画において、浦安市が目指す将来都市像を「人が輝き躍動するまち、浦安～すべての市民の幸せのために～」と定めております。</p> <p>本市としては、すべての市民が幸せになるためには、外国人市民を「地域社会の構成員」として捉え、浦安市には国籍や民族の異なる様々な人がいることを認識し、それぞれの意見や文化を認め合い、互いに支え合いながら、日本人、外国人に関わりなく、誰もが安心して暮らし、主体的に地域づくりに参加することができる多文化共生社会を目指すことが重要であると考えていることから、本推進プランを策定するものです。</p> <p>なお、本推進プランでは、参政権を与えるような考え方は示しておりません。</p>	
3	第1章	<p>市長のご挨拶を冒頭に追加し、推進プランの趣旨を明確に伝えていただきたくお願いします。</p>	B	<p>第1章にて推進プランの趣旨を明確に記載していますので、参考意見とさせていただきます。</p>	P1 1推進プラン策定の趣旨
4	第1章 2 推進プランの位置付け	<p>「2 推進プランの位置づけ」の文章について、「連携しながら」が、2度使用されている。前半の表現を修正する。「連携しながら」は後半のみ妥当。</p>	A	<p>「国や県と連携しながら」を「国や県の多文化共生推進プランを踏まえ」に修正いたします。</p>	P2 2 推進プランの位置付け
5	第1章 4 推進プランの策定方法	<p>推進プランの策定方法の関係部署に危機管理課と広聴広報課が入っていないのが、残念です。</p>	B	<p>関係部署は一部の部署を記載しており、危機管理課と広聴広報課においても「など」に含まれております。</p>	P3 4 推進プランの策定方法

浦安市多文化共生推進プラン(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの  
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの  
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの  
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの  
 E：案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
6	第1章 5 進行管理	PDCA サイクルについては、いつ、だれが、やっていくのかという実際の 実行計画を、示していただくと、さらにわかりやすいです。 そのために、関係団体(社会福祉、自治体、警察、病院、救急、国際 センター、UIFA 等)に集まっていただき、参加協力できるところなどを話 し合い、知っていただくのも必要かと思えます。特に、水害、地震はこれ から、必ず関係してきます。	D	本推進プランにおいては方向性を示すものであるため、具体的な運用をする 中での参考意見とさせていただきます。	P3 5 進行管理
7	第1章 5 進行管理	「第1章 推進プラン策定にあたって/5 進行管理」には、「Plan(計 画)・プラン」と記されているが、「プラン」が「浦安市多文化共生推進プ ラン」と紛らわしい。もし、「浦安市多文化共生推進プラン」のことなら、こ のPDCA サイクルは5年に一度しか回らない。毎年度PDCA サイクルを 回すためには、図の「プラン」を「年度毎の実行計画」、「毎年度進捗状 況を把握し、公表」を「毎年度実行計画を作成し、それに基づき実行 し、進捗状況を把握し、公表」に書き換えを行う。	A	PDCA サイクルの図に記載の「プラン」とは、「浦安市多文化共生推進プ ラン」のことではなく、取組に対する計画という意味合いです。区別するた め、「浦安市多文化共生推進プラン」を意味する「プラン」を「推進プラン」 に修正いたします。 施策の進捗状況を毎年度把握し、PDCA サイクルについては、毎年度に 拘らず、必要に応じて取組内容の見直しを図ることから、このような表記と しております。	P3 5 進行管理
8	第1章 5 進行管理	PDCA のサイクルの図の中の説明は、素案では特に不要。 例：Plan(計画) プラン→ Plan(計画)	D	PDCA の記載だけではわからない方のために、説明として入れております。	P3 5 進行管理
9	第1章 5 進行管理	管理する意味を強調する際は、「進行管理」より「進捗管理」が 一般的な表現ではないか。「進行」を「進捗」、また「施策」を「具 体的な取組・各施策」に修正。	D	千葉県や他市の表現と合わせ、「進行管理」としてあります。また、「施策」につい ては、P13「3 施策体系」に記載する「施策」を指しています。	P3 5 進行管理
10	第1章 5 進行管理	PDCA のサイクルの図の下の説明について、「1 各取組・施策の 現状、今後の展開、目標等詳細を別途定め、それに基づいて進捗 管理を行う」を追加	D	本推進プランにおいては方向性を示すものであるため、具体的な運用をする 中での参考意見とさせていただきます。	P3 5 進行管理
11	第2章 2 本市の外国籍市 民の状況	示されている発表の年度などが、バラバラであるので、データになり にくい。	D	推移を示すものについては各年3月末とし、その他については令和3年(2021 年)12 月末で統一しております。また、「(1)人口・割合」については千葉県の統 計時期と合わせ、令和2年(2020年)12 月末で掲載しております。	P6～11 2 本市の外国籍市民の 状況
12	第2章 2 本市の外国籍市 民の状況	「本市の外国籍市民の状況」については、末尾に資料編として移行 しまとめる。	D	本市の関連計画や他市のプランなども参考に、「本市の外国籍市民の状況」を プランに含めた構成としております。第2章において、多文化共生推進に係る国・ 県の動向、本市のこれまでの取組、本市の外国籍市民の状況を明確にし、第3章 の基本理念や施策の展開につなげる構成となっています。	P6～11 2 本市の外国籍市民の 状況
13	第4章 施策方針1	関係団体の説明が必要不可欠。「浦安市国際交流協会」の役割につ いて、その概要を明示し、連携・支援を明確に記載する。	A	用語説明「浦安市国際交流協会」を追加します。 また、施策方針1「コミュニケーション支援」 施策2「やさしい日本語の活用と普 及」及び、施策4「日本語学習の支援」に、浦安市国際交流協会との連携や、活 動への支援について追加します。	P14～16 施策方針1 コミュニケー ション支援

浦安市多文化共生推進プラン(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの  
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの  
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの  
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの  
 E：案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
14	第4章 施策方針1	施策1「情報提供の充実」を重点施策とする。	D	本推進プランでは、基本理念の考え方や、本市の多文化共生の課題を踏まえ、多文化共生推進プラン策定懇談会や関係部署などから意見を伺った上、「日本語学習の支援」、「医療・保健・福祉・子育てに関する支援」、「防災・災害時の対策」、「外国人市民の地域社会への参加促進」について、特に重要であると考え、重点施策と位置づけております。	P14 施策1 情報提供の充実
15	第4章 施策方針1	第4章 施策の展開の「具体的な取組」の項目毎に条例が必要なものは、その条例名称を記載する必要がある。 ・やさしい日本語の理解及び普及の促進 ・災害時多言語支援センター設立	D	本推進プランについては、多文化共生を推進するための方針を示したものであり、具体的な取組についても、主なものを記載しております。 条例が必要かどうかについては、取組を進めていく上で個別に検討するものと考えております。	P14～23 施策2 やさしい日本語の活用と普及
16	第4章 施策方針1	施策1 情報提供の充実／具体的な取組 に、現在実施している、広報うらやすの要約を英語に翻訳した「City News うらやすの発行」、City News うらやすと同じ内容をやさしい日本語に翻訳した「うらやす市のお知らせの発行」の2項目を追記する。	D	本推進プランについては、多文化共生を推進するための方針を示したものであり、具体的な取組についても、主なものを記載しております。 ご意見いただいた取組については、毎年の施策の進捗管理の中で、掲載させていただく考えです。	P15 施策1 情報提供の充実 具体的な取組
17	第4章 施策方針1	「P15 施策1 情報提供の充実」の具体的な施策内容として、次の6点を追加することを提案します。 1. 転入時、日本の生活習慣を外国人市民に提供するため、「外国人情報窓口」のような生活習慣を口頭で伝える窓口を設置すること 2. その窓口で、通訳者を付けて日本の生活習慣を伝える時間を設けること 3. ごみの分別は実技指導型の講習をすること 4. 不動産業者が、日本の生活習慣について説明する時間を十分に設けるよう依頼すること 5. 外国人従業員が、日本の生活習慣をしっかりと理解できるオリエンテーションを開催するように、外国人雇用企業へ依頼すること 6. 外国人雇用企業が、来日後1か月、半年などのスパンで、定期的に日本の生活習慣に関するオリエンテーションを、外国人従業員に対して実施するよう依頼すること	C	本推進プランについては、多文化共生を推進するための方針を示したものであり、具体的な取組についても、主なものを記載しております。 提案いただいた内容については、主な取組4「生活オリエンテーションの実施」等に含まれるものと考えており、今後具体的な方法等を検討していく際の参考意見とさせていただきます。	P15 施策1 情報提供の充実 具体的な取組
18	第4章 施策方針1	「やさしい日本語」は、国も千葉県も推進しています。市長も言われている「だれ一人取り残さない」という考えから行くと、これから増加するであろう在住外国人、本当に困っている方々に配慮できる浦安市であってほしいです。「やさしい日本語」は、お年寄りや知的障がい者、ろうあ者にも、たいへん伝わりやすい言葉だと言われております。	B	本市としましても、やさしい日本語による情報提供が有効であると考えていることから、本推進プランの施策方針1 施策2に示しているとおおり、やさしい日本語の活用と普及に取り組むものです。	P15 施策2 やさしい日本語の活用と普及

浦安市多文化共生推進プラン(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの  
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの  
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの  
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの  
 E：案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
19	第4章 施策方針1	施策2「やさしい日本語の活用と普及」の具体的な取組に「やさしい日本語による災害時情報の提供」を追加し、浦安市国際交流協会を担当に追加する。	B	施策方針2「生活支援」 施策3「防災・災害時の対策」の具体的な取組2「災害時の多言語及びやさしい日本語での情報発信体制の確立」において、担当に「浦安市国際交流協会」を記載しております。	P15 施策2 やさしい日本語の活用と普及 具体的な取組
20	第4章 施策方針2	施策1「教育に関する支援」の「外国人市民の子どもについても就学状況を把握」に関しては、一市民として気になっていたもので、嬉しいです。	B	国において策定された「地域における多文化共生推進プラン」においても、就学状況の把握をすることとしているため、本推進プランにおいても取り組むこととしております。	P17 施策1 教育に関する支援 具体的な取組1 就学状況の把握
21	第4章 施策方針2	具体的な取組6「医療現場でのやさしい日本語の推進」に、「医療通訳等の体制整備について、関係団体と提携し、体制の整備を図ります」と記載する。	D	医療通訳の整備については、多文化共生推進プラン策定懇談会でのご意見、他市や千葉県での取組の聴取などから、一自治体で取り組むことは難しいと判断しました。そのため、本推進プランでは、外国人市民が安心して医療サービスを受けられるように、「医療機関における多言語対応」や「医療現場でのやさしい日本語の推進」などの取組を記載しております。	P18 施策2 医療・保健・福祉・子育てに関する支援 具体的な取組6 医療現場でのやさしい日本語の推進
22	第4章 施策方針2	施策3 防災・災害時の対策／具体的な取組 No.3 災害時外国人サポーター養成講座／担当 に次を追記する。 ・浦安市国際交流協会(現在、共催の立場にある)	A	担当に、「浦安市国際交流協会」を追加いたします。	P19 施策3 防災・災害時の対策 具体的な取組3 災害時外国人サポーター養成講座
23	第4章 施策方針3	施策2 多文化共生を進める機会づくり／具体的な取組 No. 3 スポーツ交流事業／内容 に次の下線部を追記する。 ・・・派遣し、 <u>また、オーランド市から派遣される市民ランナーを受け入れ、スポーツを通した・・・</u>	A	「姉妹都市交流の一環として、それぞれの市民ランナーを本市及びオーランド市のマラソン大会に相互に派遣し、スポーツを通した親睦・交流を図ります。」 という文言に修正します。	P22 施策2 多文化共生を進める機会づくり 具体的な取組3 スポーツ交流事業
24	第4章 施策方針3	「P23 施策3 外国人市民の地域社会への参加促進」の具体的な施策内容として、次の6点を追加することを提案します。 1. 外国人市民が多くいる地域を「多文化共生モデル地区」に設定 2. 地域社会における交流促進の場として、「公民館」の活用を明示 3. コーディネーターとして「公民館」の職員の活用を明示 4. コーディネーター機能(双方の市民関係をつなぐ)の明示 5. これら施策の評価方法の明示 6. コーディネーター育成研修の実施を明示	C	外国籍市民向けアンケートでは、「地域の活動に参加している」と回答した方が5%であったことから、まずは外国人市民に対する、地域社会への参加に関する情報提供の充実と、多くの外国人市民が参加しやすい仕組みづくりを検討すべきと考えております。 提案いただいた内容については、仕組みづくりを検討する際の参考意見とさせていただきます。	P23 施策3 外国人市民の地域社会への参加促進 具体的な取組
25	第4章 施策方針3	施策方針3 多様性を認め合い、誰もが活躍できる地域づくり／ 施策3 外国人市民の地域社会への参加促進／具体的な取組 No.4 コミュニティづくり／担当 に次を追記する。 ・浦安市国際交流協会(現在、地域交流サロンを実施している)	A	担当に、「浦安市国際交流協会」を追加いたします。	P23 施策3 外国人市民の地域社会への参加促進 具体的な取組4 コミュニティづくり

浦安市多文化共生推進プラン(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの  
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの  
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの  
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの  
 E：案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
26	第4章 施策方針3	<p>多国籍市民の相互理解のためのコミュニケーション推進というポリシーについては概ね賛成ですが、施策方針3の(3)外国人市民の地域社会への参加促進(重点施策)には反対です。</p> <p>市政への参加が外国人市民の自立等につながるとは思えません。</p> <p>現行制度でも日本に「帰化」したら参政権は得られます。敢えて帰化をせずに母国の国籍を大切に守っておられる方が、日本人と命運をともにして下さる保証は無いと考えるべきでしょう。</p> <p>政治への参画を希望するならば帰化をして日本国民として参政権を行使していただくことを歓迎したいと思います。</p>	A	<p>「市政への参加促進」につきましては、本市が実施する様々な事業や取組への参加を促進するために、多言語及びやさしい日本語での情報提供を行う内容となっており、この取組により外国人市民自らが情報を取得し、地域社会に参加することで、地域とのつながりが生まれ、生活がしやすくなり、自立につながっていくものと考えております。</p> <p>「市政への参加」という言葉は、「政治へ参画すること」という意味に誤解を与えかねないため、「市の取組への参加」という言葉に修正します。</p> <p>なお、本推進プランでは、参政権を与えるような考え方は示しておりません。</p>	P23 施策3 外国人市民の地域社会への参加促進
27	章の追加	<p>第5章 多文化共生の推進体制を追加し、全庁レベルで総合的、横断的に施策を実行する旨記載する。</p>	B	<p>第1章 5 進行管理において「本プランに掲げる基本理念の実現に向けて、全庁的に取り組みます。」という記載をしています。</p>	